



2023年5月12日

各 位

会 社 名 セコム株式会社
代表者名 代表取締役社長 尾関 一郎
(コード：9735、東証プライム)
問合せ先 IR部長 余慶 徹
(TEL. 03-5775-8225)

株主提案に関する書面受領のお知らせ

当社は、2023年6月27日開催予定の第62回定時株主総会に関し、当社株主であるロンシャン・SICAV（代理人ダルトン・インベストメンツ・インク）から、2023年4月10日付の株主提案書（以下「本株主提案」といいます。）を受領しましたのでお知らせいたします。

本株主提案に対する当社取締役会の意見につきましては、慎重に検討・審議のうえ、決定次第、速やかに開示いたします。

本株主提案の内容

※提出された本株主提案の該当記載を原文のまま記載しております。

第1 提案する議題

- 1 自己株式取得の件
- 2 取締役が保有する株式の取扱いに関する定款変更の件
- 3 社外取締役の構成に関する定款変更の件

第2 議案の要領及び提案の理由

1 自己株式取得の件

(1) 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数21,500,000株、取得価額の総額180,000,000,000円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(2) 提案の理由

弊社は10年を超えて当社株式を保有する株主であり、高水準の投下資本利益率（ROIC）

と安定かつ継続的に成長を達成してきたご経営陣の事業運営に敬意を表します。しかし、ROICの高さとは対照的に、近年は現金資産の積み上がりにより自己資本利益率（ROE）は継続的に悪化しており、株価低迷の一因となっております。

当社は2023年2月9日の取締役会決議において、2023年2月10日から2023年5月31日までの期間に発行済株式総数（自己株式を除く）の2.08%、4,500,000株を上限とし、取得価額の総額の上限を250億円とする自己株式の取得を決議し、当社が株主還元の拡充および資本効率の向上に向けた対策を実施している点は一定の評価が出来るものです。しかし、現金資産の積み上がりによりROEが悪化してきている現状を考えれば、将来のM&A・設備投資・研究開発資金、さらには予期せぬリスクへの備えるための必要な資金である事業運営資金を考慮しても、現在の現金資産の水準は過大であると考えます。必要資金を超えた現金資産の積み上げは資本効率の低下・企業価値の毀損につながります。当社はROICが高い優良な事業を有しており、現金資産の増加によりROEが低下している現状を考えれば、株主還元をさらに拡充することによりROEの向上を目指すべきです。そこで、更なる当社の株主還元の拡充および資本効率の向上を図るため、当社が発行済株式総数（自己株式を除く）の約10%を自己株式として取得する施策を採用すべきと考えます。

2 取締役が保有する株式の取扱いに関する定款変更の件

(1) 議案の要領

当社の取締役が保有する株式の取扱いについて定めるため、当社の定款第10条を下記の通り変更する。

（下線は変更部分を示します。）

変更前	変更後
（株式に関する取扱） 第10条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使に際しての手続き等は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。	（株式に関する取扱） 第10条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使に際しての手続き等は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。
<u>2</u> （新設）	<u>2</u> <u>取締役の保有する株式に関する取扱いについては、取締役会において定める株式保有ガイドラインによる。</u>

(2) 提案の理由

弊社は日本の取締役会の最大の弱点が各取締役による株式保有の少なさ、それによる株主目線の欠如にあると考えます。当社においても創業家出身者を除き、取締役の経済的利益の

大半は基本報酬や短期業績に紐づけられており、中長期的な企業価値向上との相関が不十分と考えます。

欧米においてはほぼすべての主要上場企業において、株主との価値共有に必要と考えられる一定量の株式について一定期間の継続保有要件を定める株式保有ガイドラインが採択されています。数年間の猶予期間を経て、トップマネジメントであれば基本報酬の3~5倍、社外取締役でも報酬の1倍とするケースが大半です。

弊社は当社の取締役その他の経営陣にも、過去の常識にとらわれず、世界水準に劣らないオーナーシップのレベルを目指すこと、適切な開示を通じてそのコミットメントを示すことを提案し、株式保有ガイドラインを制定することを提案します。

3 社外取締役の構成に関する定款変更の件

(1) 議案の要領

当社の社外取締役を過半数とするため、当社の定款第21条を下記の通り変更する。

(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
(取締役の員数) 第21条 当社の取締役は、20名以内とする。	(取締役の員数) 第21条 当社の取締役は、20名以内とする。
<u>2 (新設)</u>	<u>2 上場企業であり続ける限り、当社の取締役の過半数は、会社法第2条第1項第15号に規定する社外取締役とする。</u>

(2) 提案の理由

弊社は今日の上場企業経営において取締役会の多様性と独立性が不可欠であると考えます。多様性ある取締役会とはスキル、経験、年齢、国籍、ジェンダーなど幅広い視点から経営判断ができる取締役会を意味し、独立性のある取締役会とは少なくとも過半が独立社外取締役から構成されている取締役会を意味します。

コーポレートガバナンス・コード原則4-8は、「独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、プライム市場上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも3分の1（その他の市場の上場会社においては2名）以上選任すべきである。また、上記にかかわらず、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社は、十分な人数の独立社外取

締役を選任すべきである。」と規定しています。また、コーポレートガバナンス・コード原則4-7は、独立社外取締役の役割・責務の一つとして、「経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させること」を挙げています。

当社は、取締役9名のうち社外取締役は3名となっており、コーポレートガバナンス・コード原則上の要件は満たしているものの、より積極的に取締役の過半数を社外取締役とすることで、資本効率を上げ、株主還元を図り、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与するガバナンス体制を整えることができると考えます。

また、社外取締役の人数のみならず、社外取締役の資質についても、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与することができる人材が必要であり、この点、女性及びアナリストとして高い経験とスキルを持つ人材の登用を検討すべきと考えます。

「アナリストとして高い経験とスキルを持つ人材」の登用は、外部投資家・株主の目線を取締役にもたらすと同時に、健全なリスクテイクを通じた企業価値向上に資する効果的な手段と考えます。本来、上場企業の取締役会と投資家・株主は企業価値の長期的な向上という同じ目標を共有しながら、不幸にも日本においては両者が対立的な構図でとらえられることも少なくありません。上述の経験・スキルを持つ取締役が取締役会の議論・意思決定に参画することは、健全なリスクテイクと資本配分、そして市場とのより良いコミュニケーションを通じて取締役会と株式市場の関係を本来の建設的なものにするでしょう。しばしば銀行出身者や会計士がスキルマトリックスのファイナンス部分を担うと説明されますが、「健全なリスクテイク」を促す観点からは会計や負債市場の専門性だけでは不十分であり、そこにエクイティ市場の専門家の意義があると考えます。

以上